

お知らせ

当院では、患者さんの利便に供するため、下記の事項について、東北厚生局に届出を行い保険給付を実施しております。詳しくは受付窓口にお問い合わせください。

1 入院基本料に関する事項について

病棟全体で、1日に120人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。なお、各病棟の時間帯毎の配置は次のとおりです。

【病棟別時間帯別看護職員1人あたりの受持ち患者数（令和6年9月1日時点）】

		3階病棟	4階病棟	5階病棟	6階病棟	7階病棟	8階病棟
在院患者数(1日平均)		35人	43人	43人	42人	44人	38人
勤務者数(1日平均)		18人以上	23人以上	20人以上	20人以上	20人以上	19人以上
受持患者数	8時30分 から 16時30分	3人以内	3人以内	3人以内	3人以内	4人以内	3人以内
	16時30分 から 0時30分	12人以内	11人以内	11人以内	11人以内	11人以内	13人以内
	0時30分 から 8時30分	12人以内	11人以内	15人以内	14人以内	15人以内	13人以内

※ 8階病棟は、結核病床を含む。

2 食事療養に関する事項について

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事が適時（夕食は午後6時以降）、適温で提供されます。

【1食につき 670円（ただし、流動食のみを提供する場合は605円）】

その他、各病棟に食堂を備えており、食堂で食事をすることが出来ます。

【参考】入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準（自己）負担額【1食あたり】
一般	一般	490円（指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等 280円）
低所得者（住民税非課税）	低所得者Ⅱ	230円（過去1年間の入院期間が90日以内） 180円（過去1年間の入院期間が90日超）
	低所得者Ⅰ	110円

3 選定療養について

当院を利用される患者さんは、次に掲げる項目について保険給付外料金を負担していただきます。

(1) 特別室料【部屋ごとの料金（税込）は下記のとおり】

入院にあたり個室をご希望される患者さんに、次に掲げる特別室を用意しております。【1日（暦日）毎の金額であり、1泊2日は2日分の請求となります。】

病棟	料金	5,830円	4,840円	4,730円
3階病棟	301、302、303、305、306号室			
4階病棟	401、402、403、405、411、412、413、415号室			
5階病棟	501、502、503、505、510、511、512、513、515号室			
6階病棟	603、605、610、611、612、613、615号室		607号室	606号室
7階病棟	701、702、703、705、710、711、712、713、715号室		707号室	706号室
8階病棟	801、802、807、808号室			803号室

(2) 紹介外初診時負担額 7,700円(税込)

地域の病院、診療所との機能分担と連携を図るため、他の保険医療機関からの紹介によらず来院された場合は、紹介外初診時負担をお支払いいただきます。

ただし、次の事情により来院された場合は負担はありません。

- ① 他の医療機関からの紹介状(定められた様式)を持参された場合
- ② 緊急性が高い(ただちに入院や手術等を要する、緊急やむを得ず、診療時間外、休日、深夜に来院した)と認められる場合
- ③ 国の法律に基づく公費負担医療制度の受給対象者の場合
- ④ 県単独医療費助成事業の受給対象者の場合

(3) 再診時負担額 3,300円(税込)

地域の病院、診療所との機能分担と連携を図るため、他の保険医療機関からの紹介によらず来院された場合は、再診時負担をお支払いいただきます。

ただし、次の事情により来院された場合は負担はありません。

- ① 当院にて複数の診療科を受診している場合で、当院での治療が必要な診療科が1科以上ある場合
- ② 緊急性が高いと認められる場合(紹介外初診時負担額と同様)
- ③ 国の法律に基づく公費負担医療制度の受給対象者の場合
- ④ 県単独医療費助成事業の受給対象者の場合

(4) 長期特定入院料 2,780円(税込) / 1日(暦日) 毎

厚生労働大臣が定める状態にある場合を除き、入院期間が180日を超えた場合、入院料の一部を自己負担として、お支払いいただきます。

(該当患者さんには、事務職員が1月前までに制度及び料金をご説明いたします。)

(5) 医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療

患者さんの希望、かつ、「検査にあつては、患者の不安を軽減する必要がある場合」または「リハビリにあつては、患者の治療に対する意欲を高める必要がある場合」であつて、医師が必要と認めた場合は、医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療として、次の診療については健康保険の一部負担金とは別に料金をお支払いいただくこととなります。

- | | | |
|--------------------|-------|------------|
| ① α-フェトプロテイン (AFP) | 1回につき | 1,080円(税込) |
| ② 癌胎児性抗原 (CEA) | 1回につき | 1,090円(税込) |
| ③ 前立腺特異抗原 (PSA) | 1回につき | 1,330円(税込) |
| ④ CA19-9 | 1回につき | 1,330円(税込) |

※ ①~④ 悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を超えて実施した場合

- | | | |
|------------------------|--------|------------|
| ⑤ 心大血管疾患リハビリテーション料 (I) | 1単位につき | 2,260円(税込) |
| ⑥ 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) | 1単位につき | 2,700円(税込) |
| ⑦ 廃用症候群リハビリテーション料 (I) | 1単位につき | 1,980円(税込) |
| ⑧ 運動器リハビリテーション料 (I) | 1単位につき | 2,040円(税込) |
| ⑨ 呼吸器リハビリテーション料 (I) | 1単位につき | 1,930円(税込) |

※ ⑤～⑨ 患者1人につき1日6単位（1単位＝20分）を超えて行った場合（別に厚生労働大臣が定める患者については1日9単位）

(6) 後発医薬品のある先発医薬品であって別に厚生労働大臣が定めるものの処方等又は調剤（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）の利用料

国で定めた後発医薬品のある先発医薬品について、患者さんの希望により該当する医薬品を処方等又は調剤する場合は、先発医薬品の薬価から後発医薬品の薬価を控除して得た価格に4分の1を乗じて得た価格を用いて算定方法の例により算定した点数に100分の110を乗じて得た点数（1点＝10円）を保険診療の自己負担に加え、負担いただきます。

4 評価療養における先進医療について

先進医療とは、未だ保険診療として認められていない先進的な医療技術等について、安全性・有効性等を確保するための施設基準等を設定し、保険診療と保険外診療との併用を認め、将来的な保険導入に向けた評価を行う制度であり、当院では、次の先進医療を届出及び承認を受けて行っております。

内視鏡的胃局所切除術（適応症：胃粘膜下腫瘍） 191,090円

5 DPC病院について

当院は、平成21年7月から入院医療費の算定にあたり包括評価と出来高評価を組み合わせる診断群分類包括評価（DPC/PDPS）対象病院となっております。

医療機関別係数 1.5629

【内訳】 ① 機能評価係数Ⅰ：0.3737、 ② 機能評価係数Ⅱ：0.1192
③ 基礎係数：1.0451、 ④ 救急補正係数：0.0249

6 施設基準に関する事項について

別表「施設基準届出一覧」に掲げる項目について必要な人員、体制、施設及び備品等が整備されており、当該基準を実施する保険医療機関として届出を行っております。

【令和6年10月1日時点】

別表 「施設基準届出一覧」

【基本診療料】 医療DX推進体制整備加算 一般病棟入院基本料 結核病棟入院基本料 救急医療管理加算 診療録管理体制加算 1 医師事務作業補助体制加算 1 急性期看護補助体制加算 看護職員夜間配置加算 療養環境加算 重症者等療養環境特別加算 無菌治療室管理加算 1 栄養サポートチーム加算 医療安全対策加算 1 感染対策向上加算 1 患者サポート体制充実加算 褥瘡ハイリスク患者ケア加算 呼吸ケアチーム加算 術後疼痛管理チーム加算 後発医薬品使用体制加算 1 ハイオパフォーマンス使用体制加算 病棟薬剤業務実施加算 1 データ提出加算 入退院支援加算 認知症ケア加算 せん妄ハイリスク患者ケア加算 精神疾患診療体制加算 排尿自立支援加算 地域医療体制確保加算 小児入院医療管理料 5	夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に規定する救急搬送看護体制加算 外来腫瘍化学療法診療料 1 連携充実加算 ニコチン依存症管理料 療養・就労両立支援指導料の注 3 に規定する相談支援加算 開放型病院共同指導料 がん治療連携計画策定料 外来排尿自立指導料 肝炎インターフェロン治療計画料 薬剤管理指導料 医療機器安全管理料 1 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注 2 在宅患者訪問看護・指導料の注 16（同一建物居住者訪問看護・指導料の注 6 の規定により準用する場合を含む。）に規定する専門管理加算 遺伝学的検査の注 1 に規定する施設基準 B R C A 1 / 2 遺伝子検査 抗 H L A 抗体（スクリーニング検査）及び抗 H L A 抗体（抗体特異性同定検査） 検体検査管理加算（Ⅳ） 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト ヘッドアップティルト試験 コンタクトレンズ検査料 1 小児食物アレルギー負荷検査 C T 透視下気管支鏡検査加算 C T 撮影及び M R I 撮影 抗悪性腫瘍剤処方管理加算 外来化学療法加算 1 無菌製剤処理料 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ） 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） 運動器リハビリテーション料（Ⅰ） 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ） がん患者リハビリテーション料 リンパ浮腫複合的治療料 静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの） エタノールの局所注入（甲状腺） エタノールの局所注入（副甲状腺） 人工腎臓 導入期加算 2 及び腎代替療法実績加算 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算 下肢末梢動脈疾患指導管理加算 ストーマ合併症加算	脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術 内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）、内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術 内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術 胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） 胸腔鏡下肺切除術（区域切除及び肺葉切除術又は 1 肺葉を超えるものに限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除で内視鏡手術用支援機器を用いる場合） 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は 1 肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合） 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） 縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） 食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、等 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの） ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー） 大動脈バルーンパンピング法（Ⅰ A B P 法） 経皮的下肢動脈形成術 腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）） 腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）） 腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）） 体外衝撃波胆石破碎術 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） 腹腔鏡下直腸切除・切断術（切除術、低位前方切除術及び切断術に限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの） 腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） 膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道） 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術 人工尿道括約筋植込・置換術 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの） 腹腔鏡下仙骨腫固定術 腹腔鏡下仙骨腫固定術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術 輸血管理料 Ⅰ 輸血適正使用加算 貯血式自己血輸血管理体制加算 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算 胃瘻造設時嚥下機能評価加算 麻酔管理料（Ⅰ） 麻酔管理料（Ⅱ） 放射線治療専任加算 外来放射線治療加算 高エネルギー放射線治療 一回線量増加加算 強度変調放射線治療（Ⅰ M R T） 画像誘導放射線治療（Ⅰ G R T） 体外照射呼吸性移動対策加算 定位放射線治療 定位放射線治療呼吸性移動対策加算 保険医療機関間の連携による病理診断 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診 看護職員処遇改善評価料 5 0 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 入院ベースアップ評価料 5 8
【特掲診療料】 外来栄養食事指導料の注 2 に規定する施設基準 外来栄養食事指導料の注 3 に規定する施設基準 心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規定する遠隔モニタリング加算 喘息治療管理料 糖尿病合併症管理料 がん性疼痛緩和指導管理料 がん性疼痛緩和指導管理料の注 2 に規定する難治性がん性疼痛緩和指導管理加算 がん患者指導管理料Ⅰ がん患者指導管理料Ⅱ がん患者指導管理料Ⅲ 移植後患者指導管理料（臓器移植後） 糖尿病透析予防指導管理料 腎代替療法指導管理料 二次性骨折予防継続管理料 1 二次性骨折予防継続管理料 3 下肢創傷処置管理料 慢性腎臓病透析予防指導管理料 院内トリアージ実施料			